

四国中央市子育て応援キャラクター「ほっこりん」 着ぐるみ利用上の注意事項

1. 事前に子育て支援センター(こども家庭課)に利用申請書を提出し、了解を得ること。
※子育て支援センター〔電話28-6155、三島中央2丁目1番18号〕
2. 利用者は市の関連部署のほか、子育て支援関連団体等に限ること。
3. 営利目的のイベントには用いないこと。
4. 四国中央市子育て応援キャラクターとして用い、動作についてはこれに留意すること。
5. 着用にあたっては、身長160センチ程度までの方が望ましい設計となっている点に留意すること。
6. 雨天時等、ほっこりんが汚損するおそれがある場合、屋外での利用はしないこと。
7. その他、ほっこりんが破損、汚損するおそれがあるような場所での利用はしないこと。
8. 「ほっこりん」着用者は肉声を発しないこと。
9. 着用しない状態の「ほっこりん」を公開しないこと。そのため、着替えのための控室等に十分配慮すること。
10. 「ほっこりん」を着用しての視界は制限されるため、着用者以外の介添人を必ず1人～2人程度帯同させること。
11. 返却にあたっては、使用后、人目につかない冷暗所にて乾燥ののち、返却すること(汗などで湿ったまま返却しないこと)。
12. 上記に抵触するかどうか不安がある場合、事前に具体的にこども家庭課に相談すること。